

次のような行為は禁止となり、処分を受けることがあります

ポイ捨ての禁止等…道路等に空き缶等をみだりに捨ててはいけません。

空き缶等のポイ捨て



持ち帰ったり、回収容器へ収納しましょう

容器等の散乱放置



事業者は回収容器の設置・適正管理をしましょう
ごみステーションを清潔に保持しましょう

飼い犬等のふんの放置



散歩時には回収容器を携帯しましょう

雑草^{はんも}の繁茂の放置



雑草が生い茂らないようにしましょう

指導・勧告

措置命令

氏名等の公表

5万円以下の
罰金・過料

この条例は毎日の暮らしの中で適用されます。罰金・過料も盛り込まれていますが、違反者を取り締まるためのものではなく、清潔で美しいまちづくりを目指すためのものです。